

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 9月 1日～ 2022年 8月31日までの 1年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2021年 9月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：2022年 4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2021年 9月～ 所定外労働の現状を把握
- 2022年 1月～ 役職者会議での検討開始
- 2022年 4月～ ノー残業デーの実施

2021年9月1日 策定